

議員提出議案第 5 号

国会における憲法議論の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

提出者	瑞穂町議会議員	小	山	典	男
賛成者	〃	森			亘
	〃	小	川	龍	美
	〃	石	川		修
	〃	下	野	義	子
	〃	榎	本	義	輝
	〃	原		隆	夫
	〃	村	山	正	利
	〃	村	上	嘉	男
	〃	山	崎		栄
	〃	下	澤	章	夫
	〃	香	取	幸	子
	〃	柚	木	克	也

（提案理由）

日本国憲法は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。現在、我が国を巡る内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法は、国家の基本法として、我が国の直面する諸課題に的確に対処できることが求められる。よって、国の責任において、日本国憲法に

ついて、活発かつ広範な議論を推進するとともに、広く国民的議論を喚起するよう強く要請するため、本案を提出する。

国会における憲法議論の推進と広く国民的議論の喚起を求める 意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹を成すものであり、今後も堅持されなければならない。

現在、我が国を巡る内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法は、国家の基本法として、我が国の直面する諸課題に的確に対処できることが求められる。

国会でも、平成19年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法議論が始められている。

よって、瑞穂町議会は、国会及び政府に対し、国の責任において、日本国憲法について、活発かつ広範な議論を推進するとともに、広く国民的議論を喚起するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

内閣官房長官 宛